

# イランの地方財政

—— 全国地方議会選挙に関連して ——

鈴木 均

- I はじめに —— 全国地方議会選挙の実施とその背景
- II イランの地方財政とその地域的偏差
- III 各州開発計画支出の規模と構成
- IV おわりに

## I はじめに —— 全国地方議会選挙の実施とその背景

今年1999年の2月26日、イランで革命以来20年ぶりに初めての地方議会選挙が行われた。日本ではテヘランの選挙結果を中心に、ハータミー政権への支持票が多数にのぼることなどが報じられたが、この選挙の経緯とその詳細な結果、将来的な影響については現在までのところほとんど情報がなく、またこれを明らかにするためには将来的に現地での情報の収集と地方レベルでの聞き取り調査が必要であろう<sup>(註1)</sup>。

今回の全国地方議会選挙はハータミー大統領に対する国民的な支持が全国レベルで示されたことの重要性が強調されているが、何よりもまずこの選挙が革命後初めて実施された

こと自体がもつ意味の大きさを確認しておく必要があるだろう。同時にこのような近代的国民国家の形式を整えようとする方向がどの程度の内実と継続性をもつものなのかについて、今後とも注視していかなければならない。

知られているように革命後に成立したイランイスラーム共和国憲法の第100条には「国民の協力を得て、地方の情勢に応じた社会、経済、開発、保健、文化、教育その他福祉関係の諸計画の促進をはかるため、村落、区、市、郡または州などの地方行政は地域住民が選出する議員よりなる村、区、市、郡または州議会と呼ばれる議会の監督のもとに運営される」<sup>(註2)</sup>とあり、地方行政を地域住民の意思のもとに運営していくという地方自治の理念が憲法の条文のなかで明言されている。だがイラン国家の近代史における基本的な方向は常に上からの中央集権化ということであり、それは革命後も変わることがなかった。

革命当初から憲法に明記されていた地方自治の理念がこれまで実現されてこなかった理由はさまざまに求められよう。だがハータミー大統領登場後の現在になってにわかに地方議会選挙のかたちで実現化への方向を取ったということは、大統領の主張する「法の支配」

と「市民社会の実現」に地方自治の浸透が不可欠の要素として含まれることを意味しているに違いない<sup>(註3)</sup>。

イランにおいて地方自治を実現しようとする場合にすぐに問題になるのは、誰にとっての地方自治かということである。今回の選挙戦で許容される範囲が現在のイランの国家体制を是認したうえでの地方自治なのか、それとも現体制を民主的な方向にむけて変革し、地方自治についてもより自由な土俵の上で市民社会の実現を模索していくということなのか。イラン革命後最初の地方議会選挙の潜在的な対立軸がこのような最も根本的な問題にあったことは想像に難くない。

憲法第100条の条文では上記に続けて「選挙人および被選挙人の資格、上記各議会の事務および権限の範囲、選挙方法、監督ならびに右に関連する一連の事項については、国民的団結、領土の保全、イスラーム共和国体制の遵守および中央政権への忠誠の原則に則しつつ、法律がこれを定める」とある。今回の選挙はこの条文に法って実施されたものであるが、その過程でこれまでの大統領選挙や国民議会と同様、イランの現体制の根幹をなす「ヴェラーヤテ・ファギー」(イスラーム法学者の統治)への信奉の如何を基準に立候補者の審査が行われ、イランの現体制への忠誠が立候補のための必須の要件とされた。

だがアゼルバイジャン人やクルド人、バルーチ人、トルキヤマン人の例をひくまでもなく、イランの地方自治の問題はイランにおける複雑なエスニシティの問題に結びついている。エスニシティからみた国家の構成が複雑であることは必ずしも国家体制の不安定さや民主的制度的後れに直結するとはかぎらな

いが、ここで問題になるのはエスニック集団と社会的・経済的な地域格差とが明らかに結びつくような場合である。この問題は報道を見るかぎり今回の全国地方議会選挙では潜在的な問題としてとどまり、表面に出てこなかったかのようなのであるが、イランにおける民主化の議論が地方自治の問題を含めて本格化すれば、ある段階でイラン国内のエスニシティ問題や地域間格差の問題が議論の焦点のひとつとなるだろう。それゆえ本稿の以下の章ではイランの地域的な格差を考察するための材料として地方財政の問題を考えていくことにしたい。

## II イランの地方財政とその地域的偏差

本稿では以下イランの地域間格差の問題を考えるために、地方財政に関するデータを提供し考察を加えることにしたい。ここで紹介するデータのもとになる材料は必ずしも最近発表されたものではなく、イランで普通に入手することの可能な『統計年鑑』イラン暦1375年(西暦1996/7年)版(イラン統計センター発行、以下『年鑑』と呼ぶ)の第19章「国家予算」<sup>(註4)</sup>の一部をもとにしている。これにある程度の加工を加えることによりイランの地方財政における地域間格差ないし偏差の存在を確認することが可能である。以下この第19章の中身を中心に、検討を加えていくことにしたい。

この章では他の章と同様最初にごく簡単な歴史的説明が書かれ、つぎに本体となる表のなかで使われる17の用語の説明がされている。例えば本稿と関係のある「州別計画」(tarh-hā-

ye ostāni)については「予算計画の立案とその実行が地方的・国家的なさまざまな財源を用いることによって州 (ostān) 単位において可能な計画の総計」とある。

これに続く18の表が第19章の本体であるが、このうち特に表11「各州行政機関の一般歳入分経常支出州別実績」では各州行政機関の経常支出が示され、また表16「各州一般歳入分国家開発支出州別実績」では国家開発支出が州別に<sup>(註5)</sup>掲げられており、本稿における考察と最も関わる部分である。以下、この表11と表16を主に用いて検討を進めることにする。もっとも第19章の各表はすべて革命直後の1360(1981/2)年から5年ごとに1370(1991/2)年まで、さらに1371(1992/3)年からは毎年のデータを掲げている。だが革命後の20年間の地方財政の変遷を政治過程的な考察を抜きにして統計数字のうえだけで追ってもさして意味のあることとは思えないので、本稿では一部を除き現時点で最新の確定予算である1374(1995/6)年の予算データを中心にみていくこととし、時系列的な変遷の問題についての全体的な考察は今後の課題としたい。

まず1374年のイランの国家予算の全体像を確認しておくことにしよう。『年鑑』第19章の表1～表3によれば、この年の第一次承認時点での政府総予算は96兆595億リヤルであり、そのうち本稿で中心的に扱う政府一般予算は46兆4100億リヤルであった(政府総予算のこの他の部分は政府系企業および銀行の予算と政府関係営利機関の予算となっている)。これは第一次と第二次の承認予算においては2500億リヤルの赤字であったが、最終的な確定予算では差し戻しが行われ、その結果45兆4319億リヤルとなって5196億リヤルの黒字を出した。

第1表 イランの政府一般予算の概要

|                |          |
|----------------|----------|
| 国家全収入          | 45,431.9 |
| 1.一般歳入         | 41,850.6 |
| 1-1.租税収入       | 7,313.0  |
| 1-2.石油・ガス収入    | 29,431.2 |
| 1-3.その他収入      | 5,106.4  |
| 2.特別収入         | 3,581.4  |
| 国家全歳出          | 44,912.3 |
| 1.一般歳入計算       | 41,330.9 |
| 1-1.国家開発支出     | 12,882.8 |
| 1-1-1.政府計画支出   | 9,747.0  |
| 1-1-2.各州計画支出   | 2,846.7  |
| 1-1-3.戦争・防衛力支出 | 289.1    |
| 1-2.経常支出       | 28,448.1 |
| 1-2-1.一般歳出     | 26,351.4 |
| 1-2-2.国内償還     | 0.0      |
| 1-2-3.国際償還     | 3.7      |
| 1-2-4.戦争・防衛力支出 | 2,093.0  |
| 2.特別収入計算       | 3,581.4  |
| 収入・歳出の収支       | 519.6    |
| 赤字補填金          | 270.3    |
| 前年度繰越金         | 270.3    |

(注) 1374年確定予算, 単位MYR(10億リヤル)。

(出所) 『統計年鑑』1375(1996/7)年版(イラン統計センター発行)の第19章表4。

この政府一般予算の確定予算時点における全体的な概要については『年鑑』の表4が簡潔に提示している(第1表を参照)。これによれば政府の一般収入のうち石油・ガス関係の収入が約7割を占めている。また支出の側でみると一般歳入からの支出として計算されるものは国家開発支出と経常支出に大別され、さらに国家開発支出は政府計画支出と各州計画支出および戦争・防衛力支出に三分されていることがわかる。このうち最後の戦争・防衛力支出は比較的少額であるが(戦争・防衛力関係の支出は別に「経常支出」の方にも含まれ、こちらの方の金額がはるかに大きい)、前二者(政府計画支出と各州計画支出)を比べてみると各州の裁量範囲がより大きいとみられる各州計画支出は

中央主導の政府計画支出の3割弱相当にすぎないことが分かる。

だがその一方で、『年鑑』表11に示されているように(第2表のaを参照)各州行政機関の一般歳入分経常支出は全国で合計5兆2827億リヤルにのぼり、その金額は国家開発支出中の各州計画支出の2倍に近い。この「各州行政機関の一般歳入分経常支出」は内容的にいて各州における地方税収入その他を財源とし、国庫からの支出を含む国家開発支出よりも各州ごとの裁量範囲がはるかに広いものと想定される。

そこで国家開発支出のうち各州ごとのデータが提示されている各州計画支出(第2表では開発支出と仮称)と各州行政機関の一般歳入分経常支出(同様に州別一般歳出と仮称)を州別人口(ただしデータはイラン暦1375年第8月の全国人口統計センサス時のもので、州境の変化などを調整してある)を加味しながら比較することにより、イランにおける地方財政に関わる地方的偏差を財政の自律性と住民1人当たりの支出について算出したものが第2表である。

勿論イランの州境はそれ自体が歴史的に中央政府側の政治的な意図を色濃く示すものであったことは広く知られており(例えばクルディスタン州が実際のクルド人居住地域とは全くかけ離れたものである等)、地方財政における地域的偏差の比較を州単位で行おうとすることは極めて不十分な作業であることは言うまでもない。だがイランにおいて公開されている州別のデータのみを用いても、イランにおける地域間格差の実態の一部を垣間見ることが可能であることもまた事実なのである。そこで本稿では州別データのもつ限界を充分意識したうえで、将来的な現地でのフィールド調

査のための予備的な考察を試みた次第である。

この表においてはまず前述のような財源の相違から「c.州別総支出」のなかで「a.州別一般歳出」の割合が高い州の方が相対的に中央に対する財政の自律度が高く、「b.開発支出」の割合が高い方が自律度が低いということになる。だが同時に地域住民にとって地方行政の質もまた地方自治の内容に関係するので、「a.州別一般歳出」と「b.開発支出」を合わせた「c.州別総支出」が人口1人当たりでどの程度の額になるかという点も併せて考察する必要があるだろう。

典型的な例で見ると、首都テヘラン市のあるテヘラン州は州別支出の占める割合が83.8%と高く、そのかぎりでも全国的にみても財政の自律度は高いといえるが、住民1人当たりの地方財政支出は1万2600リヤルと全国で最低レベルである。反対に住民1人当たりの地方財政支出が10万リヤルを超えるのはイーラーム州、コフギールーイェ・ボイエルアフマド州、ケルマーンシャー州といった比較的人口規模の小さい州や辺境に位置する州であるが、これらの州における州別支出の割合は順に50.7%、56.3%、45.7%と全国的にも低い方の値を示している。

これをグラフ化してみたのが第1図である。この図を見ると左上のイーラーム州と右下のテヘラン州を両端として各州がある程度右下がりの直線に近いところに分布している傾向を読み取ることができるだろう。だが同時にフーズスターン州やスィースターン・バルーチェスターン州、ケルマーンシャー州、西アゼルバイジャン州といった諸州は住民1人当たりの支出がそれほど高くはないにもかかわらず地方行政機関の支出割合も相対的に低く、

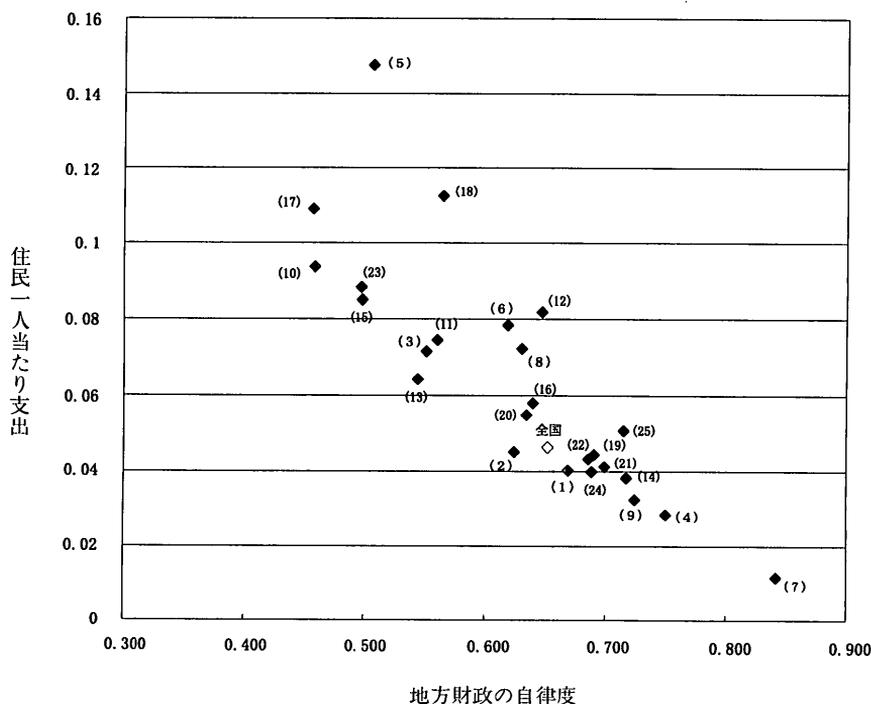
第2表 各州別の地方財政状況

|                        | a. 州別一般歳出 | b. 開発支出   | c. 州別総支出  | d. a/c | e. 州別人口    | f. c/e |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|--------|
| 全国                     | 5,282,700 | 2,846,685 | 8,129,385 | 0.650  | 60,055,488 | 0.0474 |
| 1. 東アゼルバイジャン州          | 273,760   | 137,160   | 410,920   | 0.666  | 3,325,540  | 0.0412 |
| 2. 西アゼルバイジャン州          | 189,612   | 114,850   | 304,462   | 0.623  | 2,496,320  | 0.0460 |
| 3. アルダビール州             | 103,493   | 84,655    | 188,148   | 0.550  | 1,168,011  | 0.0725 |
| 4. エスファハーン州            | 342,884   | 115,510   | 458,394   | 0.748  | 3,923,255  | 0.0294 |
| 5. イラーム州               | 74,734    | 72,782    | 147,516   | 0.507  | 487,886    | 0.1492 |
| 6. プーシェフル州             | 95,806    | 59,554    | 155,360   | 0.617  | 743,675    | 0.0801 |
| 7. テヘラン州               | 782,111   | 151,055   | 933,166   | 0.838  | 12,029,283 | 0.0126 |
| 8. チャハールマハール・バフティヤーン州  | 94,614    | 55,703    | 150,317   | 0.629  | 761,168    | 0.0732 |
| 9. ホラーサーン州             | 530,778   | 204,034   | 734,812   | 0.722  | 6,047,661  | 0.0337 |
| 10. フーゼスターン州           | 300,424   | 355,959   | 656,383   | 0.458  | 3,746,772  | 0.0950 |
| 11. ザンジャーン州            | 99,372    | 78,248    | 177,620   | 0.559  | 1,036,873  | 0.0755 |
| 12. セムナーン州             | 75,631    | 41,578    | 117,209   | 0.645  | 501,447    | 0.0829 |
| 13. スイースターン・バルーチェスターン州 | 133,662   | 112,318   | 245,980   | 0.543  | 1,722,579  | 0.0652 |
| 14. ファールス州             | 378,884   | 149,987   | 528,871   | 0.716  | 3,817,036  | 0.0393 |
| 15. クルディスターン州          | 114,499   | 115,960   | 230,459   | 0.497  | 1,346,383  | 0.0861 |
| 16. ケルマーン州             | 209,309   | 118,879   | 328,188   | 0.638  | 2,004,328  | 0.0593 |
| 17. ケルマーンシャー州          | 165,752   | 197,001   | 362,753   | 0.457  | 1,778,596  | 0.1108 |
| 18. コフギールーイェ・ボイエルフアマド州 | 80,180    | 62,113    | 142,293   | 0.563  | 544,356    | 0.1141 |
| 19. ギーラーン州             | 225,763   | 101,928   | 327,691   | 0.689  | 2,241,896  | 0.0455 |
| 20. ロレスターン州            | 153,078   | 88,791    | 241,869   | 0.633  | 1,584,434  | 0.0560 |
| 21. マーザンダラーン州          | 397,693   | 171,311   | 569,004   | 0.699  | 4,028,296  | 0.0425 |
| 22. 中央州                | 118,350   | 54,457    | 172,807   | 0.685  | 1,228,812  | 0.0443 |
| 23. ホルモズガン州            | 93,596    | 94,844    | 188,440   | 0.497  | 1,062,155  | 0.0893 |
| 24. ハメダーン州             | 151,534   | 68,811    | 220,345   | 0.688  | 1,677,957  | 0.0410 |
| 25. ヤズド州               | 97,183    | 39,197    | 136,380   | 0.713  | 750,769    | 0.0522 |

(注) a, bのデータは1374年確定予算であり, a, b, c, fの単位はMR (100万里ヤル)。

eについて, ゴム州の人口はテヘラン州に算入し, セムナーン州, ギーラーン州の明らかでない全人口データミスは修正した。  
(出所) 『統計年鑑』1375(1996/7)年版(イラン統計センター発行)の各表より筆者作成。

第1図 各州の地方財政状況



(注) 図中のかっこ内の番号は、第2表の州名の前の連番に対応している。

縦軸の単位はMR (100万リヤル)、横軸「地方財政の自律度」の計算式は、州別一般歳出/州別総支出である。

(出所) 第2表のdおよびfのデータをもとに筆者作成。

この図で見ると、全体的に地方自治の相対的水準が低いとみることができよう。反対にヤズド州、セムナーン州、コフギールーイェ・ボイエルアフマド州などは地方自治の相対的水準が高い州であると言えよう。

また第1図のなかでエスファハーン州はテヘラン州に近い位置にあり、地方財政について似たような状況にあることを示している。図中の白ヌキの点は全国平均の位置を示しているが、これに近い位置にある州(東アゼルバイジャン州、ギーラーン州、ロレスタン州、中央州など)ほど地方財政に関して平均的な状況に置かれているということができよう。

### III 各州開発計画支出の規模と構成

以上みてきたように、国家開発支出の各州計画支出は一般的に人口規模が小さく辺境に位置する諸州に対して地方財政中の比率からいってもより高く、また地域住民1人当たりでみてもより厚く振り当てられる傾向のあることが明らかになった。このような各州の開発計画支出は、具体的にはどのような規模と構成で実行されているのだろうか。これを知るためには政府一般予算の分野別支出と比較

しつつ支出内訳とその歴史的推移を検討する必要がある。

『年鑑』第19章の表8～表10および表12～表16は、この点についてある程度詳細なデータを掲載している（第3表および第4表を参照）。これを比較すると分かるように、各州開発計画支出の内訳は基本的に政府一般予算支出のそれに従っている。だが例えば一般分野支出の立法、行政関係、司法・登記・ワクフ関係、国内治安維持、外交関係、経済分野の石油、ガスといった分野では政府一般予算の支出のみが行われており、これらの領域において各州の行政的権限が存在していないことをうかがわせる。

最初に予算規模について比較してみると、当然ながら政府一般予算と各州開発計画支出とのあいだで12.9:1と絶対的な開きがある（1374年予算）。というよりもここでの政府一般予算はイランの国家全歳出から国防分野、革命建設隊関係、雑支出、手数料等、借入金返済その他の項目を除いたすべての支出（一般分野、社会分野、経済分野の3分野、支出額にして81.6%）を意味しているのであり（第1表および第3表を参照）、各州開発計画支出はそのなかの一部なのである。

そこで1374年予算における分野別内訳を見ても、政府一般予算のなかで「社会分野」の占める割合が49.4%と最も多く、「経済分野」は41.9%、「一般分野」は8.7%である。各州計画支出においては「社会分野」の支出が73.7%と金額的に突出し、次に多いのが「経済分野」の23.4%、「一般分野」に分類される支出は2.8%となっている。以上のように各州計画支出において特に「社会分野」の支出が大きな部分を占めていることが指摘できる。

この数字を過去に溯ってみると、政府一般予算においては1360(1981/2)年には「社会分野」が51.0%、「経済分野」が33.5%と「経済分野」の支出に占める割合は現在よりも少なかった。この傾向はイラン・イラク戦争中には余計強まり、3分野の支出合計のなかで「経済分野」の占める割合は1365(1986/7)年には27.0%、翌1366(1987/8)年には21.8%にまで落ち込んでいる。これは8年間に及んだ戦争による社会的損害と疲弊の影響で中央政府が経済政策に予算を振り向ける余裕を持たなかったことを意味しよう。

一方各州計画支出では革命直後の1360(1981/2)年には「社会分野」が31%、「経済分野」が32.9%とむしろ「経済分野」が「社会分野」を凌駕していた。この傾向はイラン・イラク戦争末期の1365(1986/7)年段階でも同様で、「経済分野」の方が「社会分野」よりも支出額が大きかった。ところが1370(1991/2)年には現在に近い構成比率となり、1373(1994/5)年には「社会分野」62.8%、「経済分野」34.5%であった。近年は一貫して「社会分野」の支出が「経済分野」よりも増大する傾向にあり、政府一般予算が全体として「経済分野」にシフトするなかで、各州開発計画支出がより基礎的な社会的インフラ部門である「社会分野」への支出を担う方向にあることがうかがわれる。

それぞれの分野における具体的な内訳と支出額の歴史的な推移に関しては第3表および第4表を比較参照して欲しいが、以下では最も目立つ特徴のみ記すことにする。まず1374(1995/6)年の政府一般予算における「社会分野」では教育、社会保障・福祉および保健・医療の3領域が76.3%を占めているのに対し、

第3表 政府一般予算の確定支出分野別内訳

|                | 1360年   | 1365年     | 1370年     | 1371年     | 1372年      | 1373年      | 1374年      |
|----------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| A. 一般分野全支出     | 290,742 | 315,647   | 817,625   | 993,293   | 1,983,335  | 2,394,406  | 3,194,276  |
| 1. 三権調整        | 85      | 190       | 0         | 0         | 0          | 0          | 0          |
| 2. 立法          | 1,067   | 1,542     | 4,610     | 7,811     | 11,575     | 15,340     | 29,347     |
| 3. 行政関係        | 2,599   | 14,150    | 15,271    | 22,223    | 118,901    | 124,455    | 182,069    |
| 4. 司法・登記・ワクフ関係 | 16,268  | 32,840    | 91,202    | 125,872   | 177,232    | 207,412    | 289,015    |
| 5. 国内政策執行      | 28,426  | 13,711    | 41,071    | 52,532    | 66,656     | 71,269     | 103,953    |
| 6. 国内治安維持      | 163,387 | 153,907   | 365,950   | 431,464   | 736,992    | 1,027,950  | 1,112,492  |
| 7. 外交関係        | 4,326   | 7,187     | 15,081    | 21,460    | 167,319    | 207,711    | 222,748    |
| 8. 財務関係        | 14,167  | 21,759    | 55,631    | 78,131    | 110,624    | 124,614    | 193,418    |
| 9. 統計事業その他     | 6,125   | 11,030    | 40,085    | 41,273    | 93,522     | 95,798     | 138,216    |
| 10. 情報関係一般     | 21,813  | 29,799    | 97,963    | 94,756    | 263,363    | 263,880    | 495,619    |
| 11. 国有建造物・施設   | 30,332  | 26,758    | 77,865    | 96,711    | 201,409    | 218,932    | 371,607    |
| 12. 労働力関係      | 2,147   | 2,772     | 12,896    | 21,061    | 35,740     | 37,045     | 55,793     |
| B. 社会分野全支出     | 953,785 | 1,518,901 | 4,455,595 | 6,476,993 | 10,857,270 | 12,841,110 | 18,090,011 |
| 1. 教育          | 445,206 | 535,819   | 1,474,398 | 2,264,430 | 3,847,445  | 4,180,882  | 5,472,419  |
| 2. 文化          | 6,928   | 12,425    | 47,124    | 72,564    | 224,662    | 285,659    | 444,269    |
| 3. 保健・医療       | 153,291 | 208,261   | 774,689   | 1,105,887 | 1,890,414  | 2,534,708  | 2,772,501  |
| 4. 社会保障・福祉     | 253,448 | 565,154   | 1,356,528 | 1,832,867 | 2,810,422  | 3,257,150  | 5,565,68   |
| 5. 体育・青年対策     | 9,856   | 9,300     | 48,764    | 62,332    | 118,864    | 155,425    | 244,583    |
| 6. 都市開発        | 22,233  | 13,056    | 73,760    | 143,035   | 330,731    | 368,187    | 524,008    |
| 7. 農村開発・開拓     | 5,532   | 7,353     | 47,917    | 82,658    | 134,147    | 123,365    | 788,686    |
| 8. 住宅供給        | 53,829  | 21,460    | 89,952    | 95,968    | 174,383    | 365,387    | 286,927    |
| 9. 生活環境保護      | 1,959   | 3,283     | 8,798     | 14,470    | 27,241     | 36,372     | 52,310     |
| 10. 地域開発事業     | 1,504   | 4,239     | 19,485    | 31,273    | 164,006    | 129,841    | 119,364    |
| 11. 技術・職業教育    | 0       | 60,112    | 184,814   | 266,731   | 267,740    | 2,597      | 12,042     |
| 12. 高等教育・研究事業  | 0       | 78,438    | 329,266   | 504,777   | 867,214    | 1,401,537  | 1,807,213  |
| C. 経済分野全支出     | 626,326 | 597,251   | 1,954,285 | 2,082,678 | 7,128,885  | 11,102,260 | 15,349,782 |
| 1. 農業・自然採集     | 74,174  | 109,171   | 312,253   | 384,423   | 1,087,878  | 1,421,212  | 1,646,524  |
| 2. 水           | 55,006  | 55,570    | 428,089   | 356,980   | 881,324    | 960,096    | 1,514,045  |
| 3. 電気          | 83,618  | 67,353    | 103,676   | 95,448    | 397,215    | 455,742    | 1,179,81   |
| 4. 工業          | 97,454  | 105,000   | 241,454   | 229,843   | 221,400    | 179,265    | 217,735    |
| 5. 石油          | 35,217  | 47,844    | 131,913   | 114,055   | 1,008,253  | 2,476,283  | 3,511,929  |
| 6. ガス          | 6,635   | 24,105    | 2,500     | 0         | 174,222    | 368,491    | 552,918    |
| 7. 鉱物          | 24,989  | 22,304    | 98,258    | 105,568   | 126,557    | 149,825    | 165,769    |
| 8. 商業          | 97,610  | 15,348    | 51,326    | 56,889    | 1,671,817  | 3,285,138  | 4,492,600  |
| 9. 道路・輸送       | 133,973 | 135,583   | 561,118   | 712,993   | 1,442,578  | 1,592,644  | 1,672,006  |
| 10. 郵便・通信      | 16,348  | 14,638    | 19,098    | 20,639    | 27,761     | 78,251     | 256,912    |
| 11. 観光         | 1,300   | 334       | 4,599     | 5,839     | 89,880     | 135,312    | 139,535    |

(注) 単位はすべてMR(100万リヤル)。

(出所) 『統計年鑑』1375(1996/7)年版(イラン統計センター発行)の第19章表8から表10により筆者作成。

各州開発計画支出の同分野においては教育、  
農村開発・開拓、都市開発および住宅供給に占

める割合が大きく、これらが各州開発計画支  
出全体の63%を占めていた。

第4表 各州開発計画支出の分野別内訳

|                | 1360年  | 1365年  | 1370年   | 1371年   | 1372年     | 1373年     | 1374年     |
|----------------|--------|--------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| A. 一般分野全支出     | 1,513  | 1,353  | 37,282  | 51,193  | 86,313    | 70,059    | 80,192    |
| 1. 三権調整        | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 2. 立法          | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 3. 行政関係        | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 4. 司法・登記・ワクフ関係 | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 5. 国内政策執行      | 0      | 0      | 49      | 85      | 0         | 0         | 0         |
| 6. 国内治安維持      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 7. 外交関係        | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 8. 財務関係        | 0      | 0      | 20      | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 9. 統計事業その他     | 0      | 0      | 321     | 1,803   | 9,521     | 4,960     | 4,507     |
| 10. 情報関係一般     | 0      | 0      | 133     | 186     | 3,009     | 3,688     | 6,570     |
| 11. 国有建造物・施設   | 1,513  | 1,353  | 36,742  | 49,110  | 73,784    | 61,412    | 69,115    |
| 12. 労働力関係      | 0      | 0      | 18      | 10      | 0         | 0         | 0         |
| B. 社会分野全支出     | 61,585 | 36,348 | 552,218 | 736,690 | 1,513,940 | 1,600,757 | 2,099,248 |
| 1. 教育          | 14,358 | 8,816  | 238,286 | 305,713 | 569,187   | 574,910   | 662,053   |
| 2. 文化          | 154    | 138    | 7,637   | 16,250  | 43,736    | 46,312    | 66,996    |
| 3. 保健・医療       | 21,107 | 7,032  | 103,830 | 126,613 | 241,583   | 235,882   | 75,328    |
| 4. 社会保障・福祉     | 601    | 430    | 7,115   | 13,124  | 22,175    | 25,733    | 21,861    |
| 5. 体育・青年対策     | 3,523  | 1,243  | 21,218  | 25,626  | 44,295    | 48,343    | 72,669    |
| 6. 都市開発        | 11,972 | 9,884  | 44,216  | 91,784  | 224,764   | 221,579   | 321,783   |
| 7. 農村開発・開拓     | 4,177  | 1,553  | 22,007  | 38,572  | 84,917    | 69,223    | 623,189   |
| 8. 住宅供給        | 4,494  | 1,120  | 72,344  | 80,108  | 144,221   | 287,591   | 186,871   |
| 9. 生活環境保護      | 0      | 0      | 328     | 250     | 1,698     | 13,684    | 19,017    |
| 10. 地域開発事業     | 1,200  | 2,389  | 16,070  | 13,606  | 88,288    | 73,512    | 46,698    |
| 11. 技術・職業教育    | 0      | 3,745  | 17,300  | 20,475  | 41,355    | 2,381     | 249       |
| 12. 高等教育・研究事業  | 0      | 0      | 1,867   | 4,570   | 7,719     | 1,607     | 2,536     |
| C. 経済分野全支出     | 65,342 | 38,707 | 286,406 | 367,473 | 856,755   | 878,421   | 667,245   |
| 1. 農業・自然採集     | 10,783 | 14,247 | 60,399  | 71,120  | 163,167   | 233,967   | 288,139   |
| 2. 水           | 9,717  | 5,263  | 41,564  | 54,355  | 107,426   | 136,716   | 181,902   |
| 3. 電気          | 9,098  | 2,823  | 35,977  | 45,171  | 119,234   | 100,862   | 947       |
| 4. 工業          | 1,505  | 841    | 3,914   | 15,649  | 23,090    | 14,599    | 15,296    |
| 5. 石油          | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 6. ガス          | 0      | 0      | 0       | 0       | 0         | 0         | 0         |
| 7. 鉱物          | 0      | 229    | 839     | 961     | 960       | 1,099     | 1,487     |
| 8. 商業          | 0      | 735    | 2,014   | 2,027   | 3,387     | 10,498    | 6,788     |
| 9. 道路・輸送       | 33,434 | 14,086 | 137,204 | 171,299 | 427,530   | 369,286   | 152,687   |
| 10. 郵便・通信      | 701    | 438    | 3,597   | 6,191   | 10,907    | 10,497    | 18,892    |
| 11. 観光         | 103    | 45     | 897     | 699     | 1,054     | 896       | 1,107     |

(注) 単位はすべてMR(100万リヤル)。

(出所) 『統計年鑑』1375(1996/7)年版(イラン統計センター発行)の第19章表13から表15により筆者作成。

だが時間的に溯ると、1360(1981/2)年各州開発計画支出の「社会分野」では保健・医療の占

める割合が34.3%と最も大きく、農村開発・開拓への支出はこの当時は微々たるものであ

た。1373(1994/5)年段階でも農村開発・開拓への支出はわずか4.3%を占めていたにすぎない。

これが1374(1995/6)年には29.7%に激増しているものであり、これは各州開発計画支出の構成として極めて大きな変化であったと言える。

つぎに「経済分野」について見ると、政府一般予算において1371(1992/3)年と1372(1993/4)年のあいだで政策上の大きな変化があったことがうかがわれる。それまで一貫してこの分野で最も大きな部分を占めていた道路・輸送への支出がその地位を商業に譲ったのである。その後も商業および石油の支出額は順調に増えつづけているのに対し、道路・輸送および農業・自然採集への支出は現在まで横這い状態に近い。戦争後5年を経た段階でイランの中央政府がようやく経済分野への支出を積極的に行うようになってきたこと、およびその中心が商業部門および石油部門であることをこの数字は示している。

各州開発計画支出の「経済分野」では、1373(1994/5)年と1374(1995/6)年のあいだで支出構成における大きな変化があった。それまでこの分野における主要な構成要素のひとつであった電気が11.5% (1373年) から0.14% (1374年)へと支出を大きく減らされ、また道路・輸送および商業においても予算の削減があった。道路・輸送はもともと各州開発計画支出における「経済分野」の半分近くを占める最大の支出項目であり、政府一般予算の道路・輸送支出の25.0%を占めるほどであったが、この削減の結果22.9% (1374年)にまで抑えられた。これは政府一般予算の同支出の9.1%にすぎない。

以上の結果、各州開発計画支出の「経済部

門」において、1374(1995/6)年には農業・自然採集 (43.2%)、水 (27.3%) への支出が道路・輸送部門を凌いで大きな部分を占めた。これを政府一般予算の同分野における近年の傾向と比較すると、中央政府の経済政策の比重が商業部門 (および石油部門) に傾いているのに対し、「社会分野」「経済分野」を含めて各州開発計画支出が農業・農村開発を担う方向に支出の配分を近年急速にシフトしてきているという事実が指摘できるだろう。別言すれば、商業部門は中央政府、農業部門は地方行政が担うという方向を読み取ることができるのである。

なお残る「一般分野」に関しては、政府一般予算では国内治安維持を中心に各項目の支出がみられるのに対し、各州開発計画支出においては1360(1981/2)年以来現在まで一貫して国有建造物・施設関係の支出がほとんどであり、その支出額も特に大きくはない。

『年鑑』の表16においてはこれらの各州開発計画支出のデータを三分野別・州ごとに展開して掲載している(第5表のa~dを参照)。これらの数字をさらに比較しやすくするために住民1人当たりの支出額も算出してみた(第5表のf~h)。先ず一番規模の大きな社会分野についてみると、1人当たりの支出額が最も大きかったのはイーラーム州で、ケルマーンシャー州とコフギールーイェ・ボイエルアフマド州がこれに続いている。だが経済分野の1人当たり支出額はイーラーム州、ザンジャー州、コフギールーイェ・ボイエルアフマド州の順であり、必ずしも各分野が全国的に均等に割り振られているわけではないことを示唆している。さらに全体額の小さな一般分野(主に国有建造物・施設関係の支出)ではイーラーム

第5表 各州開発計画支出の分野別構成

|                        | a. 開発総支出  | b. 一般分野 | c. 社会分野   | d. 経済分野 | e. 州別人口    | f. b/e | g. c/e | h. d/e |
|------------------------|-----------|---------|-----------|---------|------------|--------|--------|--------|
| 全国                     | 2,846,685 | 80,192  | 2,099,248 | 667,245 | 60,055,488 | 0.134  | 3.496  | 1.111  |
| 1. 東アゼルバイジャン州          | 137,160   | 3,280   | 102,260   | 31,620  | 3,325,540  | 0.099  | 3.075  | 0.951  |
| 2. 西アゼルバイジャン州          | 114,850   | 2,100   | 80,897    | 31,853  | 2,496,320  | 0.084  | 3.241  | 1.276  |
| 3. アルダビール州             | 84,655    | 3,355   | 57,396    | 23,904  | 1,168,011  | 0.287  | 4.914  | 2.047  |
| 4. エスファハーン州            | 115,510   | 3,791   | 81,784    | 29,934  | 3,923,255  | 0.097  | 2.085  | 0.763  |
| 5. イラーーム州              | 72,782    | 2,552   | 52,973    | 17,257  | 487,886    | 0.523  | 10.858 | 3.537  |
| 6. プーシェフル州             | 59,554    | 1,900   | 43,151    | 14,502  | 743,675    | 0.255  | 5.802  | 1.950  |
| 7. テヘラン州               | 151,055   | 3,562   | 117,078   | 30,415  | 12,029,283 | 0.030  | 0.973  | 0.253  |
| 8. チャハールマハール・バフティヤーン州  | 55,703    | 1,991   | 40,119    | 13,593  | 761,168    | 0.262  | 5.271  | 1.786  |
| 9. ホラーサーン州             | 204,034   | 3,769   | 142,964   | 57,301  | 6,047,661  | 0.062  | 2.364  | 0.947  |
| 10. フーゼスターン州           | 355,959   | 9,467   | 283,147   | 63,344  | 3,746,772  | 0.253  | 7.557  | 1.691  |
| 11. ザンジャーン州            | 78,248    | 2,245   | 53,830    | 22,173  | 1,036,873  | 0.217  | 5.192  | 2.138  |
| 12. セムナーン州             | 41,578    | 1,687   | 24,600    | 15,292  | 501,447    | 0.336  | 4.906  | 3.050  |
| 13. スイースターン・バルーチェスターン州 | 112,318   | 2,973   | 80,442    | 28,903  | 1,722,579  | 0.173  | 4.670  | 1.678  |
| 14. ファールス州             | 149,987   | 3,858   | 112,465   | 33,664  | 3,817,036  | 0.101  | 2.946  | 0.882  |
| 15. クルディスターン州          | 115,960   | 3,104   | 89,563    | 23,292  | 1,346,383  | 0.231  | 6.652  | 1.730  |
| 16. ケルマーン州             | 118,879   | 2,681   | 78,394    | 37,803  | 2,004,328  | 0.134  | 3.911  | 1.886  |
| 17. ケルマーンシヤーン州         | 197,001   | 5,327   | 158,325   | 33,349  | 1,778,596  | 0.300  | 8.902  | 1.875  |
| 18. コフギールーイェ・ホイエルアマド州  | 62,113    | 2,847   | 47,788    | 11,478  | 544,356    | 0.523  | 8.779  | 2.109  |
| 19. ギーラーン州             | 101,928   | 3,649   | 77,180    | 21,099  | 2,241,896  | 0.163  | 3.443  | 0.941  |
| 20. ロレスターン州            | 88,791    | 2,251   | 67,802    | 18,738  | 1,584,434  | 0.142  | 4.279  | 1.183  |
| 21. マーザンダラーン州          | 171,311   | 3,410   | 127,511   | 40,390  | 4,028,296  | 0.085  | 3.165  | 1.003  |
| 22. 中央州                | 54,457    | 2,286   | 35,568    | 16,603  | 1,228,812  | 0.186  | 2.895  | 1.351  |
| 23. ホルモズガン州            | 94,844    | 2,598   | 73,939    | 18,307  | 1,062,155  | 0.245  | 6.961  | 1.724  |
| 24. ハメダーン州             | 68,811    | 3,241   | 47,425    | 18,146  | 1,677,957  | 0.193  | 2.826  | 1.081  |
| 25. ヤズド州               | 39,197    | 2,265   | 22,647    | 14,285  | 750,769    | 0.302  | 3.017  | 1.903  |

(注) a～dのデータは1374年確定予算であり単位は100万リヤル、f～hの単位は1万リヤル。

eの調整については第2表に同じ。

(出所) 『統計年鑑』1375(1996/7)年版(イラン統計センター発行)の各表より筆者作成。

州とコフギールーイェ・ボイエリアフマド州が突出していることが分かる。

これらの統計的事実から何らかの明確な方向性を読み取ることは困難だが、イランの中央政府が人口規模の小さな辺境州をある程度重視し、辺境州にも開発支出を多く振り向けようとしていることはうかがわれよう。だがこれをもってイランの中央政権が地方や辺境地域にもバランスよく予算を配分していると判断するのはいささか早計である。これを判断するためには郡や市のレベルにまで降りて地方財政の実態を把握する必要があるだろう。

#### IV おわりに

本稿は1999年2月に革命後初めて実施された地方議会選挙の結果と影響を今後長期的に探るための基礎的な作業として、広く明らかにされている州レベルの地方財政についての統計資料をある程度詳細に検討し、イランにおける地方行政の地方的な偏差とその一般的傾向についてのだまかな見通しを得ようとしたものである。

言うまでもなくイラン各地の地方議会がいずれも審議すべき重要事項のひとつが地方財政の問題である。これまで一貫して中央集権化の道を歩んできたイランは、ハータミー大統領のもとで改革と民主化の方向に大きく舵を切ろうとしている。地方自治と地域間格差の是正の問題もこの過程のなかで大きな焦点のひとつとなってくるに違いない。本稿ではそのような議論の前提となる地方財政の現状について、特に地域間偏差の問題に関心を

絞りつつデータを整理し、考察を加えてみた。

その主な結果は第1図に端的に示されているように「中央に近い大規模州ほど地方財政の独立性が高いが住民1人当たりの支出額は低く、反対に辺境に位置する小規模州では中央からの開発支出の割合が高くまた住民1人当たりの支出額も高額である」という、ある意味で至極当たり前のものであった。だがこの段階からさらに進んで個々の郡や市レベルでの地方財政の実態を詳細に明らかにしていくためには、今回扱った程度の資料では到底充分ではなく、イラン現地において個別的なケースについて資料を収集することから始める必要がある。本稿はあくまでもそのような作業のための準備的な考察を意図したものである。

(すずき ひとし/地域研究第2部)

(注1) 榎本誠「イランの内政どうなる？」(『日本イラン協会ニュース』1999年7月30日, No.87, 13~18ページ) は今回の地方議会選挙の経緯を比較的詳細に伝えている。

(注2) 訳文は『日本イラン協会ニュース』1999年4月23日, No.84, 11ページに従った。

(注3) 近年のイランにおける体制内変革の動きに関しては、ようやく西側でもまとまった論考が見られるようになった。*The Middle East Journal*, 53-2(Spring 1999); *British Journal of Middle Eastern Studies*, 26-1(May 1999)などを参照。

(注4) *Sāl-nāme-ye āmārī-ye keshvar 1375*, Tehrān, Markaz-e āmār-e Īrān, 1376(1998)。

(注5) 州別といっても1996/7年段階では25州であるが、現在は28州となっている。